

令和3年度第2回清須市農業委員会議事録

召集年月日 令和3年5月25日(火) 午後2時

召集場所 清須市役所南館3階 大会議室

開 会 令和3年5月25日(火) 午後2時

出席委員 9名

1番 伊藤 正敏 3番 丹羽 保宏 5番 中野 浩光 6番 加藤 勲

8番 岩田 房喜 9番 鈴木 正 11番 後藤 章正 12番 水野 格廉

13番 山内 盛雄

出席農地利用最適化推進委員 0名

欠席農地利用最適化推進委員 3名

小崎 豊 渡辺 博史 堀田 啓

欠席委員 5名

2番 酒井 温司 4番 山田 富士雄 7番 日下部錠一 10番 後藤 章

14番 樋口 博

本会議に職務のために出席した者の氏名

事務局長 梶浦 庄治

主 事 石塚 正己

主 事 平塚 康介

議事日程

1 提出案件

(1) 議決案件について

【議案第1号】

・農地法第3条の規定による許可申請 …… 1件

【議案第2号】

・農地利用計画変更の申出 …… 3件

(2) 報告案件について

【報告第4号】

・農地法第4条第1項第8号の規定による届出 …… 2件

【報告第5号】

・農地法第5条第1項第7号の規定による届出 …… 6件

2 その他

会 長 皆さん、こんにちは。

現在、緊急事態宣言が発令されております。感染拡大防止の観点より、農業委員会が開催できる範囲の人数で開催いたします。委員の皆様におかれましてはご出席ありがとうございます。

では、只今から、令和3年度第2回清須市農業委員会を開催いたします。本日の出席者は9名で定足数に達していることをご報告いたします。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます。本日は1番 伊藤 正敏（いとう まさとし）委員と3番 丹羽 保宏（にわ やすひろ）委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（異議なしの声を確認の上）

ありがとうございます。

本日の提出案件

（1） 議決案件について

【議案第1号】

・農地法第3条の規定による許可申請 …………… 1件

【議案第2号】

・農地利用計画変更の申出 …………… 3件

（2） 報告案件について

【報告第4号】

・農地法第4条第1項第8号の規定による届出 …………… 2件

【報告第5号】

・農地法第5条第1項第7号の規定による届出 …………… 6件

それでは、前回一時保留にしました【議案第1号】 農地法第3条の規定による許可申請1件を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、説明いたします。

まず、現地の状況についてですが、事務局で確認したところ、木が数本植わっておりましたが、土地の大半は耕作がされていないような状況でした。また道路側はフェンスで囲われており、一般的な畑土ではありませんでしたが、雑草などが生い茂っている様子もありませんでした。

また、申請地は過去に資材置場として、一時転用許可を受けており、当時の完了届に添付された写真も現在と同様の状態であり、許可前からこのような状態であったかは定かではありませんが、当時の農業委員会

および愛知県において畑として復元したと判断し受付けております。

譲受人について、所有地を事務局で現地確認いたしました。遊休農地はありませんでした。また、____市農業委員会が発行した農地台帳上も遊休農地はないと確認しております。

譲受人の営農状況および通作距離から判断すると、許可の対象になり得るのではないかと考えますが、今後の状況について注視していく必要があると思われま。

以上、説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は鈴木委員になります。

鈴木委員 今後の動向には注意する必要がありますが、譲受人の耕作状況を踏まえると問題ないと思われま。

会 長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」として回答することといたします。

続きまして、【議案第2号】農用地利用計画変更の申出3件について議題とします。

事務局 お手元の資料2ページ議案第2号をお願いします。

この案件は議案書のとおり清須市長あてに、農用地の利用計画変更の申出が提出され、農業委員会等に意見を求めるものです。

今回の申出は3件です。

始めに農用地の除外には、5つの要件というものがあり、

- ① 他の土地で代えることが困難なこと
- ② 農用地の集団化、農作業の効率化に支障がないこと
- ③ 農用地の利用集積に支障がないこと
- ④ 土地改良施設の機能に支障がないこと
- ⑤ 土地改良事業の完了後8年を経過していることがあげられます。

それではR3-1から説明いたします。

今回の申出地は、____番の一部となります。

面積は____㎡の内の____㎡で、____の携帯電話基地局の建設を予定しており、建設予定地周辺の携帯電話通話品質の確保を目的としたものです。

該当地は農用地の周辺部でもあり、建設面積も必要最小限であるため、農地を分断することはありません。

認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用につきましては、農地転用許可は不要となっております。

また、関連する他法令につきましても問題ないことを確認しています。

以上、説明を終わります。

こちらの案件は後藤章委員となりますが、事前に問題なしと確認しております。

会長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」として回答することといたします。

続いて、2件目の説明を事務局に求めます。

事務局 続きまして R3-2 をご覧ください。

申出地は____番、____番です。

面積は____㎡で、現在____市内に親子4人で暮らす申出者が、子供の成長及び今後の両親の介護等も考え申出者の実家周辺の市街化区域にて戸建て住宅の建設を検討しておりました。

自己の所有する土地はなく数箇所の検討をしましたが、契約に至らず両親に相談したところ父親の所有する土地を紹介されましたので今回の申し出となりました。

申出地は5つの要件を全てクリアしております。

該当地は農用地の周辺部であり、北側を道路に隣接しており、農地を分断することも無い場所です。

農地区分は運用通知のオーアー(a)ーbに該当し第2種農地となり、農地法の許可基準はオー(イ)ーbに該当し「許可できる」と判断されます。

また、関連する他法令につきましても問題ないことを確認しています。

以上、説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は加藤委員になります。

加藤委員 問題ありません。

会長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」として回答することといたします。

続いて、3件目の説明を事務局に求めます

事務局 続きましてR3-3をご覧ください。

所在地は、_____番、____番となります。

面積は____m²で、隣接する市街化区域において住宅を建てる際の接道部分が本件農用地になっており、土地利用ができないため、申出に至りました。

申出地は5つの要件は全てクリアしております。

該当地は農用地の周辺部でもあり、農地を分断することも無い場所です。

農地区分は運用通知のエーアーbー(b)に該当し第3種農地となり、農地法の許可基準はエー(イ)に該当し「許可できる」と判断されます。

また、関連する他法令につきましても問題ないことを確認しています。

以上、説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は後藤章正委員になります。

後藤委員 問題ありません。

会長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」として、回答することといたします。

続きまして、【報告第4号】及び【報告第5号】について、事務局より読み上げますので、地区の担当委員さんは、何かありましたら、お願いします。

事務局 (第4条届出)では、読み上げさせていただきます。

番号3、_____番_____で登記現況共に畑です。
こちら伊藤委員の担当地区になります。

伊藤委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。
番号4、_____番_____で登記畑、現況宅地です。
こちら日下部委員の担当地区で、事前に問題なしと確認済みです。

事務局 農地法第4条第1項第8号の規定による届出については以上になります。
続きまして、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について読み
げさせていただきます。
番号4、_____番_____、_____番_____で登記田、現況畑となっておりますが、
種地に訂正いたします。
こちら、加藤委員の担当地区になります。

加藤委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。
続きまして番号5、_____番_____で登記畑、現況雑種地です。
こちら、後藤章正委員お願いします。

後藤委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。
続きまして番号6、_____番_____で登記田、現況畑です。
こちら山内委員の担当地区になります。

山内委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。
続きまして番号7、_____番_____で登記田、現況宅地です。
こちら伊藤委員の担当地区になります。

伊藤委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。
続きまして番号8で_____番_____、_____番_____で登記畑、現況宅地です。
こちら小崎推進委員の担当地区で、事前に問題なしと確認済みで
す。

事務局 ありがとうございます。
続きまして番号9、_____番_____で登記田、現況雑種地です。
こちら岩田委員の担当地区になります。

岩田委員 問題ありません。

事務局 農地法第5条第1項第7号の規定による届出については以上になります。

会長 事務局の説明が終わりました。何か質問等ありませんか。

それでは、次回の開催について確認します。

次回の日時は令和3年6月25日、金曜日、午後2時から、清須市役所南館3階大会議室にて開催予定ですのでよろしくお願いいたします。

以上で令和3年度第2回農業委員会を閉会します。

本日はご苦勞様でした。

—終了時刻午後2時30分—

備考 個人情報に当たるとの考えから、議事録中の具体的な住所の番地は「番地」、農地の地番は「番」との表記で省略して記載しています。